

マレーシアの再建型手続

丸山 貴之
Takayuki Maruyama
PROFILEはこちら

マレーシアの2016年会社法(Companies Act 2016)では、会社の再建手続として、

- ① スキーム・オブ・アレンジメント(Scheme of Arrangement. 以下「SOA」といいます。)
- ② 会社任意整理手続(Corporate Voluntary Arrangement. 以下「CVA」といいます。)
- ③ 更生管財手続(Judicial Management. 以下「JM」といいます。)

の3つが用意されています。

本稿では、これら3つの再建手続についてご説明いたします。

1. スキーム・オブ・アレンジメント (Scheme of Arrangement)

(1) 概要

SOAは、債務者たる会社が、計画を策定し、裁判所の関与のもと、集会において債権者及び株主の承認を得て、計画を遂行するものです。SOAは、必ずしも窮境にある会社のみが利用するものではなく、会社の組織再編等のためにも利用されますが、過大な債務を負担する会社が再建計画を策定し、債務を整理するために利用することもあります。SOAにおいては、会社の経営陣は、事業経営権限を維持したまま、手続を進めることができます。

(2) 手続

① 申立て

SOAでは、会社又は債権者が、裁判所に対し、再建計画案承認のための債権者及び株主の集会の招集の許可を申し立てます。

② 制限命令

CVA(下記2参照)やJM(下記3参照)と異なり、SOAでは、自動的にモラトリアムの効果が発生するのではなく、債権者の権利行使を制限するためには、SOAの申立人は、裁判所に対し、制限命令(restraining order)を申し立てることが必要です。裁判所は、再建計画を成立させるのに制限命令が必要と認められること、会社の財産状況を示す書面が提出されること等の要件を充足する場合に、制限命令を発令します。

制限命令が発令されると、債権者は裁判所の許可なしに会社に対し権利行使することが禁止されます。また、会社は、通常の業務の範囲外において、裁判所の許可なしに資産を譲渡し、新たな資産を取得することが禁止されます。

この制限命令の期間は3か月までですが、上記の制限命令発令の要件を充足する場合には、会社の申立てにより、裁判所は、9か月まで、その期間を延長することができます。

③ 債権者集会、株主集会による承認

裁判所が集会の招集の許可を発令すると、債権者及び株主の集会が開催されます。債権者集会はクラスごとに行われ、無担保債権者と担保付債権者とは区別されます。

集会では会社が作成した再建計画案につき決議がなされ、再建計画案の承認のためには、債権者集会では、出席し

議決権を行使した債権者の債権額の75%以上の賛成が、株主の集会では、出席し議決権を行使した株主の75%以上の賛成が必要とされます。

④ 裁判所の認可

再建計画案が承認されると、SOAの申立人は、裁判所に再建計画の認可を求める申立てを行います。裁判所は、手続上の要件を充足しているか、債権者が決議を行うにあたり必要な情報の提供がなされていたか、再建計画が公平かつ合理的であるか等を考慮し、再建計画を認可するか否かを判断します。裁判所により認可された場合、再建計画は、すべての対象債権者や株主を拘束することになります。

2. 会社任意整理手続

(Corporate Voluntary Arrangement)

(1) 概要

CVAは、2016年会社法により導入された制度であり(2016年会社法でCVAが規定された章は2018年3月1日から施行されています。)、会社が債権者との間において債務のカットや弁済方法等について行う合意です。CVAでは、経営陣の事業経営権は失われず、また、裁判所の関与は最小限にとどまるため、迅速かつ低コストで手続が行われます。また、CVAでは、会社に対する債権者の権利行使を禁止するモラトリアムの効果が自動的に発生します。CVAは、非公開会社のみが利用することができ、公開会社はこれを利用することができません。また、その資産上に担保権(charge)を設定している会社もCVAを利用することができません。

(2) 手続

① 任意整理案の策定

CVAは、債務者たる会社の取締役が債務のカットや弁済方

法等について定める任意整理案を策定します。この任意整理案を提案するにあたり、取締役は、資格を有する倒産実務家(insolvency practitionerであるnominee)を手続の監督者として指名し(以下「監督者」といいます。)、監督者に対し、任意整理案の内容を記載した書類、会社の債権者・負債・資産の詳細を記載した会社の財産状態に関する書面を提出します。

監督者は、任意整理案が承認され、実行される合理的な見込みがあるか、会社がモラトリアムの期間中に事業を継続するのに十分な資金を有するか、任意整理案につき決議するための債権者集会が招集されるべきかについて、意見書を作成し、取締役に対し提出します。監督者の意見において、任意整理案が実行可能なものとされた場合、会社は任意整理案を裁判所に提出します。

② モラトリアム

任意整理案の裁判所への提出により、自動的にモラトリアムの効力が発生し、債権者の会社に対する権利行使が禁止されます。このモラトリアムの有効期間は28日間ですが、75%以上の債権者、株主及び監督者の同意を得ることにより、60日間まで、延長することができます。

③ 債権者集会、株主集会による承認

監督者は、任意整理案決議のために株主及び債権者の集会を招集します。

株主の集会で過半数の賛成が、債権者集会で債権額の75%以上の賛成が得られた場合、任意整理案は効力を生じ、全債権者を拘束します。監督者は、集会の結果を裁判所に報告する必要がありますが、任意整理案の発効のために、裁判所の決定等は要求されません。

任意整理案が発効すると、監督者はその履行を監督します。

3. 更生管財手続(Judicial Management)

(1) 概要

JMは、CVAと同様に、2016年会社法により新たに導入された制度であり(2016年会社法でJMが規定された章は2018年3月1日から施行されています。)、裁判所の選任する更生管財人(judicial manager)が再建計画を策定し、債権者及び株主の法定多数の賛成を得て、再建計画を履行する手続です。JMでは、事業運営権は更生管財人に帰属することとなる点、従前の経営陣が事業運営権を維持するSOAやCVAと異なります。また、JMでは、会社に対する権利行使を禁止するモラトリアムの効果が自動的に発生します。

(2) 手続

① 申立て、暫定的なモラトリアム

JMでは、会社若しくはその取締役、又は債権者が、裁判所に対し、JMの開始及び更生管財人の選任を申し立てます。申立人は、申立てに際し、更生管財人の候補者を指名することが必要です。かかる申立てにより、暫定的なモラトリアムの効果が発生し、JMの開始又は棄却の決定がなされるまでの間、債権者は、裁判所の許可なく会社に対し権利を行使することが禁止されます。

② 開始決定、モラトリアム

裁判所は、(i)会社が支払不能であり、又は支払不能になると見込まれ、(ii)JMを開始することにより、会社が再建し、継続企業として事業が保全され、又は清算するよりも債権者の利益に資するものと認められる場合、JMの開始決定を発令し、更

生管財人を選任します。裁判所は、申立人が指名した更生管財人候補者ではなく、他の倒産実務家を更生管財人として指名することもできます。

JMの開始決定が発令されると、その効力は6か月間継続し、裁判所は、更生管財人の申立てにより、さらに6か月間、これを延長することができます。JMの期間中は、モラトリアムの効果が発生し、債権者は裁判所の許可なしに会社に対し権利を行使することが禁止されます。

更生管財人の選任により、会社の経営陣はその権限を喪失し、更生管財人がこれに代わり会社の財産を管理し、事業を運営します。

③ 再建計画の策定、債権者集会による承認

開始決定がなされると、更生管財人は、30日以内に、すべての知れたる債権者に対し、開始決定の通知を送付し、債権者は、通知受領から14日以内に、債権届出書を提出します。

更生管財人は、JMの開始決定から60日以内(裁判所はこの期間を延長することができます。))に、再建計画案を策定し、すべての債権者及び株主に対し送付し、また、債権者集会の招集通知を債権者に対し送付します。債権者集会の招集通知は、開催日の14日以上前に送付される必要があります。

再建計画案は、債権者集会で、出席し議決権を行使した債権者の債権額の75%以上の賛成により承認されます。再建計画案が承認されると、すべての債権者がこれに拘束されることになります。更生管財人は、債権者集会の結果を裁判所に報告します。

再建計画の承認後は、更生管財人は、同計画に従い、会社の事業を運営し、資産を管理する義務を負います。

<3つの手続の特徴>

	SOA	CVA	JM
対象	公開会社も可能	非公開会社に限定	公開会社も可能
申立て、提案	会社、債権者、株主	会社の取締役	会社、その取締役、債権者
事業運営権	取締役が事業運営権を維持	取締役が、監督者の監督の下、事業運営権を維持	取締役の事業運営権は失われ、更生管財人に帰属
モラトリアム	一定の要件を充足する場合に、裁判所が制限命令を発する	任意整理案の裁判所への提出により、自動的に発生	手続の申立てにより暫定的なモラトリアムの効果が、手続の開始によりモラトリアムの効果が、自動的に発生
モラトリアムの期間	3か月 但し、9か月まで延長可	28日 但し、60日まで延長可	6か月 但し、さらに6か月延長可
承認の要件	債権者集会では、債権額の75%以上の賛成が必要 株主の集会では、75%以上の賛成が必要	債権者集会では、債権額の75%以上の賛成が必要 株主の集会では、過半数の賛成が必要	債権者集会で、債権額の75%以上の賛成が必要

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】